

令和3年1月8日

本公募は、令和3年度当初予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に募集の手続きを行うものです。優先交渉権者の決定や予算の執行は、令和3年度の予算成立が前提であり、今後、内容等が変更になることがあります。

## 1 本プロポーザル実施の目的

双葉郡では、障がい者及び支援者が、安心して生活できるような環境を整備するために、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第77条に規定する障害者等相談支援事業（以下「相談支援事業」という。）を設置し、福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利の擁護のために必要な援助、専門機関の紹介など、地域の障害福祉全般において重要な業務を行います。その事業を効率的に実施するため高度な知識と豊かな経験を有する法人をプロポーザル方式により選定します。

また、双葉地方地域自立支援協議会相談支援体制検討委員会において、相談支援事業のあり方等について協議したことを考慮し、本プロポーザルにおいて双葉地域の相談支援事業を担う法人の選定も併せて行うこととします。

## 2 事業・業務の概要

### (1) 福祉サービスの利用援助（情報提供・相談等）

- 1) 障害福祉サービスや地域生活支援事業等、その他公的保証制度など公的制度に関する情報提供及び代理申請等の支援

### (2) 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）

- 1) 障害者総合支援法の事業に関する情報提供及び助言等の支援
- 2) コミュニケーションに関する情報提供及び助言等の支援
- 3) 外出・移動に関する情報提供及び助言等の支援
- 4) 生活情報の提供
- 5) 施設及び団体等の紹介

### (3) 社会生活力を高めるための支援

- 1) 障がい及び病状の理解に関する支援
- 2) 家族関係・人間関係に関する支援
- 3) 教育・療育に関する情報提供及び助言等の支援
- 4) 社会参加・余暇活動に関する情報提供及び助言等の支援
- 5) 金銭問題に関する情報提供及び助言等の支援
- 6) 不安の解消・情緒安定に関する支援
- 7) 就労に関する情報提供及び助言等の支援

- (4) ピアカウンセリング
  - 1) 当事者団体等への支援
  - 2) ピアカウンセリング実施へ向けた支援
- (5) 権利の擁護のために必要な援助
  - 1) 虐待や権利擁護等のハイリスクケースの把握
  - 2) 障害者虐待対応の連携協力
  - 3) 成年後見制度利用に関する支援
- (6) 専門機関の紹介
  - 1) 外部研修会への参加・専門機関とのネットワークの構築
- (7) その他必要に応じた検討会の開催及び参加
  - 1) 地域自立支援協議会への積極的な参画
  - 2) 町村から依頼のあった会議への参加

### 3 運営者選定の概要

#### (1) 選定の方法

本プロポーザルは公募型とし、書類審査及びプレゼンテーションによる選定とする。

#### (2) 選定のスケジュール（予定）

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の公表	令和3年1月8日（金）
質問の受付期間	令和3年1月12日（火）～1月15日（金）
質問に対する回答	令和3年1月18日（月）
一次審査書類の提出期間	令和3年1月19日（火）～1月22日（金）
一次審査結果通知	令和3年1月25日（月）
二次審査書類の提出期間	令和3年1月26日（火）～2月5日（金）
二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和3年2月12日（金）
提案書審査結果の通知	令和3年2月中～下旬

### 4 参加資格要件

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げるすべての項目を満たす単体法人とする。

- (1) 令和2年12月1日までに障害者総合支援法第51条の19に規定する指定一般相談支援事業者又は同法第51条の20に規定する指定特定相談支援事業者の指定を受けている事業所を運営する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 租税を完納していること。

- (6) 福島県内に本部、支部、事業所等を有していること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体もしくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団または暴力団員もしくは暴力団と密接な関係を有するものでないこと。
- (8) 相談支援従事者は、相談支援専門員の資格を有し、各種福祉施策に熟知している者であって、障がい児・者の処遇の業務について実務経験を5年以上有し、かつ相談支援又は地域資源の育成についての経験を有する者とする。

## 5 応募に対する制限

次の各項目に該当する者は、プロポーザルに参加できない。

- (1) 審査委員会の委員（以下、「審査委員」という。）
- (2) 審査委員が属する法人又はその法人と資本金面若しくは人事面において関連がある者。  
（注）「資本金面において関連がある者」とは、株式会社においては、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業または法人の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。
- (3) 審査委員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている営利団体に所属する者。
- (4) 審査委員が大学に所属する場合において、その審査委員の研究室に現に所属する者。

## 6 書類提出の手続き等

### (1) 担当課及び書類提出先

〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717

大熊町役場 保健福祉課

TEL:0240-23-7196 FAX:0240-23-7847

電子メールアドレス：hokenfukushi@town.okuma.fukushima.jp

※本プロポーザルに関する問い合わせは担当課へ行うこととし、その他関係課等へ問合せすることは禁止する。

### (2) 配布資料

- 1) 配布資料は、令和3年1月8日（金）から、町ホームページからダウンロードすることができる。
- 2) 配布資料一式
  - ①双葉郡障害者等相談支援事業公募型プロポーザル実施要領
  - ②双葉郡障害者等相談支援事業仕様書
  - ③参加申込書（様式第1号）
  - ④誓約書（様式第2号）
  - ⑤事業者概要（様式第3号）
  - ⑥質問書（様式第4号）
  - ⑦技術提案書（表紙：様式第5号、表紙以降の頁：任意様式）
  - ⑧守秘義務誓約書（様式第6号）
  - ⑨概算見積書（様式第7号）

## ⑩見積明細書（様式第8号）

### 7 質問及び回答

#### (1) 質問の提出

本実施要領および仕様書の内容等について疑義を生じた場合は、「質問書（様式第4号）」に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにて下記アドレスに送付し、電話にて6（1）の担当課に連絡を入れること。ただし、連絡時間は、閉庁日を除く日の9時～17時までとする。

電子メールアドレス：hokenfukushi@town.okuma.fukushima.jp

#### (2) 質問提出期間

令和3年1月12日（火）～令和3年1月15日（金）正午まで

#### (3) 質問の回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめを行い、令和3年1月18日（月）に大熊町のホームページに掲載する。

### 8 一次審査書類の提出

#### (1) 提出書類及び部数

- ①参加申込書（様式第1号） : 1部
- ②誓約書（様式第2号） : 1部
- ③事業者概要（様式第3号） : 1部
- ④法人概要（法人案内等本部、支部、事業所等の位置が記載されたもの） : 1部

#### (2) 提出期間

令和3年1月19日（火）～令和3年1月22日（金）正午まで

#### (3) 提出方法

持参の場合：閉庁日を除く日の9時～17時までに6（1）の担当課まで持参のこと。ただし、提出期間の最終日の令和3年1月22日（金）は正午までに持参のこと。

郵送の場合：配達記録が残る方法で郵送し、郵送後に電話にて6（1）の担当課に連絡を入れること。提出期間内必着のこと。

### 9 一次審査及び結果の通知

#### (1) 審査方法

一次審査については、提出された審査書類が4の参加資格要件を満たしていた場合、当該者全てを選定するものとする。

#### (2) 一次審査結果の通知

一次審査終了後、令和3年1月26日（月）に一次審査結果を郵送する。

### 10 二次審査書類の提出

技術提案書は、下記のテーマについての提案をする。技術提案にあたっては、「双葉郡障害者等相談支援事業実施要綱」を参考にすることとし、必要に応じて図表を用いて行うこと。

ただし、本プロポーザルは、双葉郡の障害者等相談支援事業の選定を兼ねるため提案内容は、双葉郡の障害者等相談支援事業業務について技術の提案をすること。

テーマ①：障がい者支援の考え方

テーマ②：障害者等相談支援事業業務の考え方

テーマ③：業務の進め方

#### (1) 提出書類及び部数

①技術提案書（表紙：様式第5号、表紙以降の頁：任意様式）：15部（仮留め）

②守秘義務誓約書（様式第6号）：1部

③概算見積書（様式第7号）：1部

④見積明細書（様式第8号）：1部

#### (2) 提出期間

令和3年1月26日（火）～令和3年2月5日（金）17時まで

#### (3) 提出方法

閉庁日を除く日の9時～17時までに6（1）の担当課まで持参すること。

#### (4) その他

※ 技術提案書には提出者が分かるように表紙を付けること。ただし、技術提案書の本文には、提出者が特定できるような記述及びロゴ等の記載をしないこと。

※ 技術提案書はA3サイズで、表紙を除いて3枚以内とし、図表の引用を除き読みやすい文字サイズで作成すること。

※ 電子データはPDF形式で保存したものをCD-R等に記録して提出する。

※ 一次審査通過後、技術提案を辞退する場合は、参加辞退届（任意様式）にプロポーザル名称、法人名称、代表者名（代表者印捺印）、提出日記入の上、提案を辞退する旨を明記して、令和3年2月5日（金）17時までに受付窓口へ持参または郵送すること。

### 11 二次審査及び結果の通知

#### (1) 審査方法

提出された技術提案書の内容について、下記により開催される審査委員会においてプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。審査委員会は「12 優先交渉権者選定の基準」により審査を行う。

#### (2) プレゼンテーション及びヒアリングの概要

1) 開催日時：令和3年2月12日（金）

日時及び詳細については提案者毎に通知する。

2) 開催場所：檜葉町保健福祉会館

3) 提案時間：1提案者につき、プレゼンテーション20分以内

(プレゼンテーション後、ヒアリング (20 分程度) に移る。)

4) 出席者：5 人以内 (相談支援事業に従事する者がプレゼンテーションを行うこととする。)

5) その他：プレゼンテーションに使用するノートパソコン等の機器は、提案者が準備する。プロジェクターや投影するスクリーンは、希望があれば保健福祉課が準備する。

プレゼンテーションは、提出した技術提案書を基に行うこととし、技術提案書に記載のない新たな提案等を行わないこと。

(3) 優先交渉権者の選定

審査委員会は、「12 優先交渉権者選定の基準」に基づき総合的に能力を審査し、優先交渉権者及び次点者を選定する。

(4) 優先交渉権者の決定

町は審査委員会からの審査経過及び選定結果の報告を受け、優先交渉権者の決定をする。

(5) 選定結果の通知

選定結果及び講評を令和 3 年 2 月中～下旬に大熊町ホームページに掲載すると共に、各提案者に対しても郵送にて個別に結果を通知する。

優先交渉権者及び次点者決定に至った経緯等に係る質問、異議等は一切受け付けない。

12 優先交渉権者の選定の基準

実績等調書及び技術提案書について審査委員会が次表の評価基準に基づいて総合的に評価を行い、かつ見積額が 14 (5) の契約限度額を上回っていない者を選定し、優先交渉権者及び次点の者を選定する。応募者が 1 者のみの場合であっても、審査委員会において内容を審査して、選定の可否を決定する。

評価項目	評価事項	配点
法人の実績	(法人の実績) ・法人が障害者等相談支援事業業務において豊富な実績を有し、過去に双葉郡内で相談支援事業業務の実績がある。 ・今後、双葉郡へ事業所の開設を予定している。	60
	(配置予定者の実績) ・配置予定の相談員に、相談支援専門員の資格を有し、障がい児・者の処遇の業務について実務経験を 5 年以上豊富な実績を有する者がいる。 ・配置する相談員に、社会福祉士等の専門資格を有する者がいる。	50
障がい者支援の考え方	障がい者支援についてどのような考えを持ち、地域の障がい者支援をどのように改善しようとしているか。	30
市町村相談支援事業業務の考え方に係る提案	(1 福祉サービスの利用援助に係る提案) ・双葉郡内の地域のニーズに沿った形で、福祉サービスの利用援助に係る提案がなされている。	15
	(2 社会資源を活用するための支援に係る提案) ・双葉郡内の地域のニーズに沿った形で、社会資源を活用するための支援に係る提案がなされている。	35
	(3 社会生活力を高めるための支援に係る提案)	35

	・双葉郡内の地域のニーズに沿った形で、社会生活力を高めるための支援に係る提案がなされている。	
	(4 ピアカウンセリングに係る提案) ・双葉郡内の地域のニーズに沿った形で、ピアカウンセリングに係る提案がなされている。	15
	(5 権利の擁護のために必要な援助に係る提案) ・双葉郡内の地域のニーズに沿った形で、権利の擁護のために必要な援助に係る提案がなされている。	35
	(6 専門機関の紹介に係る提案) ・双葉郡内の地域のニーズに沿った形で、専門機関の紹介に係る提案がなされている。	15
	(7 その他必要に応じた検討会の開催及び参加に係る提案) ・双葉郡内の地域のニーズに沿った形で、その他必要に応じた検討会の開催及び参加に係る提案がなされている。	35
	(8 人員配置及び年間事業計画等) ・必要項目と相互関係の理解及び業務実施フロー、実施体制が適切であり、業務のスケジュール管理について有効な提案がなされている。	25
業務の進め方に係る提案	(コスト管理) ・コスト及びランニングコストを適切なものとするため有効な提案がなされている。	10
合計		360

選定方法については次のとおりとする。

- (1) 各審査員は、各提案書について評価点を算出し、提案書の順位を決定する。
- (2) 各審査員の決定した順位から、平均順位の高い上位2者を優先交渉権者とし、次に平均順位の高い提案者を次点の者とする。
- (3) 提案書の平均順位が同じ場合は、見積額が安価な提案者を上位とし、見積額が同額の場合は審査委員会の合議により順位を決定する。

### 13 失格事項

本プロポーザルに参加する者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類に不備があると判断した場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 公平な審査を阻害する行為があった場合。
- (5) 本業務の履行が困難であると認められる状況に至った場合。
- (6) 上記各号に該当するほか、プロポーザルの中で著しく信義に反する等の行為があり、審査委員会により失格であると認められた場合。

### 14 業務委託契約の締結

(1) 業務名称

大熊町障害者等相談支援事業業務委託

(2) 業務内容

別紙「大熊町双葉郡障害者等相談支援事業業務委託仕様書」のとおり。

(3) 業務委託期間

委託契約は単年度契約とし、委託期間は令和3年4月1日から1年間とする。

※協定書により5年間継続とする

(4) 契約の締結

大熊町は、優先交渉権者を契約の相手方として、契約に係る交渉を行う。優先交渉権者が辞退したとき、資格要件を欠くと判断されたとき又は契約の交渉が不調になったときは、次点候補者を契約の相手方として交渉を行う。

(5) 契約限度額

令和3年度事業総額 13,464,000円（消費税込）を上限とする。

各町村の事業費限度額は下記のとおり

浪江町 1,527,789円（10.6%）

葛尾村 914,355円（3.0%）

双葉町 702,845円（0.4%）

大熊町 906,374円（2.9%）

富岡町 1,671,455円（12.4%）

川内村 1,843,058円（14.5%）

檜葉町 2,771,759円（26.0%）

広野町 3,126,365円（30.4%） 注：端数四捨五入のため割合の計が100%にならない

契約額については、本事業の目的を効果的に達成するために、8カ町村が協議し、8カ町村がそれぞれ負担することが適切と認める額とする。

※1. 協定書に基づく令和4年度以降の契約に係る負担金については、毎年10月末時点での人口に基づき按分する

※2. 優先交渉権者の決定や予算の執行は、令和3年度の当初予算成立が前提となる

15 委託費の適正な執行について

受託者は、委託事業に係る費用が徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、本事業の趣旨及び目的、本実施要領、委託契約書の内容等を十分に理解した上で、効率的かつ効果的な執行に努めなければならない。不適切な執行があった場合には、契約の取消しや契約金額の減額を行う可能性がある。

16 その他の留意事項

(1) このプロポーザルに要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 技術提案は、1提案者につき1案とする。

(3) 業務の実績については、日本国内の業務の実績をもって判断するものとする。

- (4) 提出書類は日本語を用いて作成し、通貨は日本円とする。
- (5) 提出後の技術提案書の修正・変更・資料追加は、一切認めない。
- (6) 提出された書類、電子媒体は返却しない。
- (7) 提出された技術提案書の著作権は各提案者に帰属するが、大熊町、浪江町、葛尾村、双葉町、川内村、富岡町、檜葉町、広野町が公表等により使用する場合、提案書の全部または一部を応募者に断りなく無償で使用する事が出来る。
- (8) 審査結果に対しての異議申し立ては一切受け付けない。
- (9) プロポーザルへの応募者において、提出された書類を雑誌、広報誌、その他の一般の閲覧に供する場合は、担当課の承諾を得ること。
- (10) 本業務に関する具体的な設計は、技術提案書に記載された内容を参考とし、受託者との協議に基づいて行う。
- (11) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力などにより、事業計画の変更又は事業の中止をすることがある。この場合、本業務の契約締結前においては、参加者に対して町は一切の責任を負わないものとする。